平 27.10.01 総 22-2

説明資料

平成 27 年 10 月 1 日(木) 総 務 省

目 次

Ο.	個人住民税の概要	•	•	•	•	•	•		•	•	•			•	•	•	1
Ο.	個人住民税の沿革		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		11
Ο.	その他・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	20

個人住民税の概要

個人住民税の概要

- 個人住民税は、広く住民が地域社会の費用を分担するもの。
- 個人住民税には、市町村民税と道府県民税がある。
- 納税義務者は、市区町村(都道府県)に住所を有する個人である。

均等割

非課税限度額を上回る者に定額の負担を求めるもの

	標準税率(年額)(※)
市町村民税	3, 500円
道府県民税	1, 500円

	税収	納税義務者数			
個人住民税	約2,900億円	約6,000万人			

[参考]就業者数約6,311万人

個人住民税

(※) 復興財源確保のため、平成26年度から平成35年度分までの間、標準税率が年1,000円(市町村民税500円、道府県民税500円)引き上げられている。

所得割

納税義務者(※)の所得金額に応じた税額の負担を求めるもの(一律10%)

(※)非課税限度額の制度あり

	標準税率
市町村民税	6 %
道府県民税	4 %
計	10%

	税収	納税義務者数
個人住民税	約11兆4,000億円	約5,600万人
(参考)所得税	約17兆1,000億円	約5,200万人

利子割 配当割 株式等譲渡所得割

税率 5 %

→道府県民税として特別徴収

税収 約3,100億円

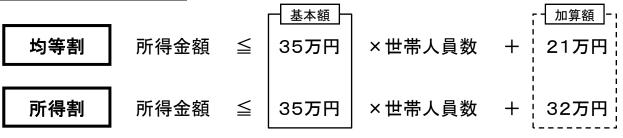
- 源泉分離課税として、所得税(15%)と 合わせて税率20%
- 3/5相当を市町村へ交付

- (注) 1. 道府県民税の徴収も市町村民税と併せて市区町村が行っている。
 - 2. 税収は、個人住民税は平成26年度決算見込額、所得税(復興特別所得税を含む。)は平成26年度決算額(概数)による。
 - 3. 納税義務者数は個人住民税、所得税ともに「平成26年度市町村税課税状況等の調」による。
 - 4. 復興財源確保のための均等割の標準税率の引上げは、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の 臨時特例に関する法律」(平成23年12月2日法律第118号)に基づく。

個人住民税非課税限度額の概要

- 個人住民税の非課税限度額制度は、できるだけ多くの住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の「地域社会の会費」的性格を踏まえつつも、低所得者層の負担を考慮し、生活保護基準額程度の所得の方(※)をできるだけ非課税としようとする制度(均等割:昭和51年度創設、所得割:昭和56年度創設)
- 非課税限度額の基準は、均等割については前年の生活扶助基準額を、所得割については前年の 生活保護基準額(生活扶助基準額+住宅扶助+教育扶助)を勘案して設定

現行の非課税限度額の基準



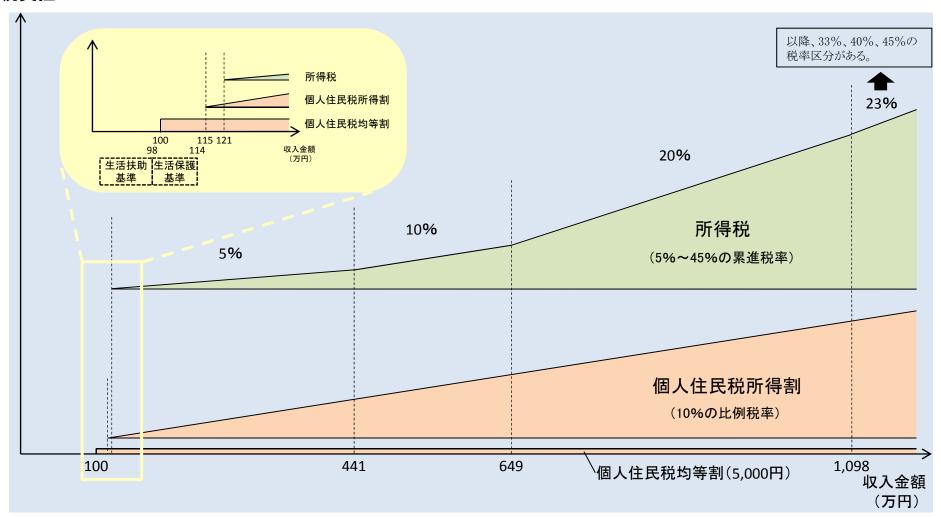
- (注1)所得金額は、給与所得者の場合、収入金額から給与所得控除を引いた後の金額
- (注2)世帯人員数は、本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数
- (注3)加算額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算
- (注4)均等割の非課税限度額は、基本額及び加算額に生活保護基準の級地区分に応じて率(1級地:1.0、2級地:0.9、3級地:0.8)を乗じた額を基準として 条例で設定
- (注5)所得割の非課税限度額を上回り、所得割が課される者については、「総所得金額-所得割税額」が非課税限度額判定基準を下回らないように調整。
- ※生活保護法の規定による生活扶助を受けている者は、個人住民税が非課税とされている。

【地方税法(抄)】

- 第二十四条の五 道府県は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、道府県民税の均等割及び所得割・・・(中略)・・・を課することができない。
 - 一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の規定による生活扶助を受けている者

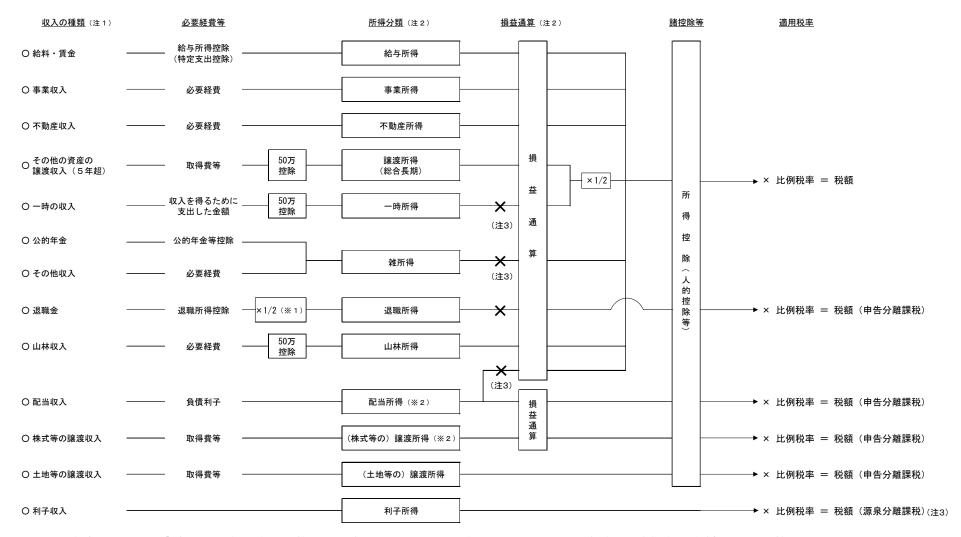
収入金額による所得税・個人住民税負担のあり方(給与所得者の場合のイメージ)

税負担



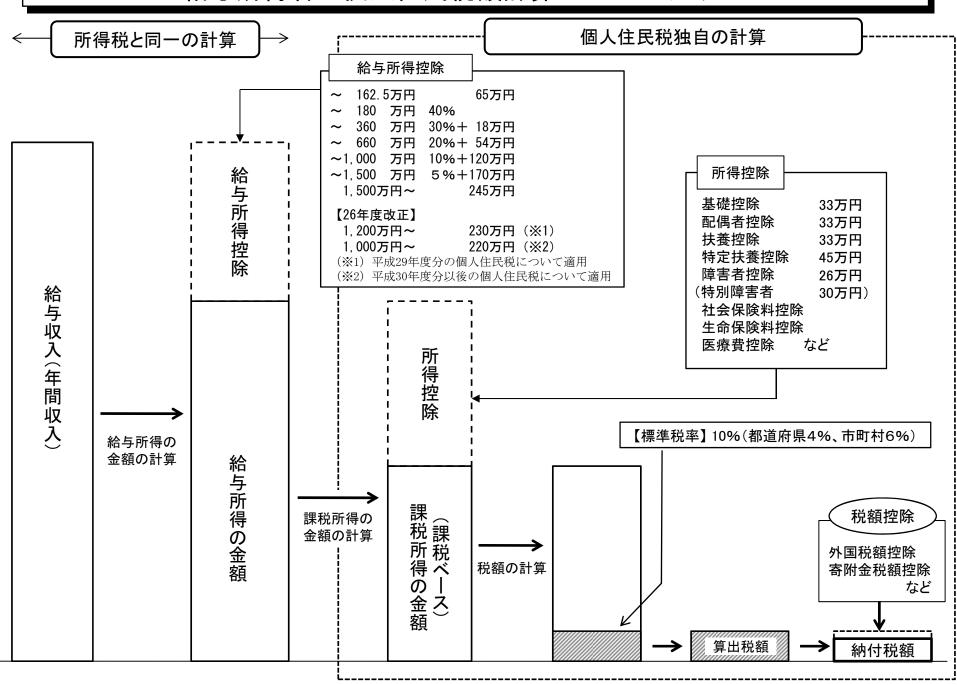
- (注1) 単身(給与所得者25歳)のケース。
- (注2) 生活扶助(保護)基準は、1級地-1,VI区の例。
- (注3) 生活保護を受けている者は、収入金額に関わらず個人住民税は非課税。
- (注4) この他、復興特別所得税がある。

個人住民税計算の仕組み (イメージ)



- (注1) 主な収入を掲げており、この他に「先物取引に係る雑所得等」などがある。また、各種所得の課税方法についても、上記の課税方法のほか、源泉分離課税や申告分離課税等が適用される場合がある。
- (注2) 各種所得の金額及び課税所得の金額の計算上、一定の特別控除額等が適用される場合がある。
- (注3) これらの所得に係る損失額は他の所得金額と通算することができない。
- (注4) 特定公社債等の譲渡所得等については申告不要又は申告分離課税、一般公社債等の譲渡所得等については申告分離課税とする(平成28年1月1日以後適用)。
- (※1) 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については、2分の1課税は適用されない。
- (※2) 「配当所得」及び「株式等の譲渡所得」については、一定の要件の下、特別徴収(源泉徴収)のみで納税を完了することができる(申告不要)。
 - 「上場株式等の配当所得」については、申告する際、総合課税(配当控除適用可)と申告分離課税のいずれかを選択可能。
 - 「上場株式等の譲渡損失」と「上場株式等の配当所得」との間は損益通算可能。
 - 上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等を加える(平成28年1月1日以後適用)。
- (※3) 特定公社債等の利子所得等については、申告不要又は申告分離課税とする(平成28年1月1日以後適用)。

給与所得者の個人住民税額計算のフローチャート



税制抜本改革法 (抜粋)

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」

(平成24年8月22日法律第68号)

(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

- 第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。
 - 二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。
 - イ 金融所得課税については、平成二十六年一月から所得税並びに個人の道府県民税及び市町村民税(二において「個人住民税」という。)をあわせて百分の二十の税率が適用されることを踏まえ、その前提の下、平成二十四年度中に公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算の範囲の拡大を検討する。
 - ロ 給与所得控除については、給与所得者の必要経費に比して過大となっていないかどうか等の観点から、実態を踏まえつつ、 今後、その在り方について検討する。
 - ハ 年金課税の在り方については、年金の給付水準や負担の在り方など今後の年金制度改革の方向性も踏まえつつ、見直しを 行う。
 - 二 <u>個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格</u> ((2)において「地域社会の会費的性格」という。)を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。
 - (1) 税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成十九年度に所得割の税率を比例税率(一の率によって定められる税率をいう。以下(1)において同じ。) とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。
 - (2) 諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。
 - (3) 個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義 務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。

「わが国税制の現状と課題 - 21世紀に向けた国民の参加と選択 - 」 (税制調査会)(平成12年7月)(抜粋) 1/3

第一 基本的考え方

四 税制の検討の視点

- 4. 地方分権と地方税財源の充実確保
 - (1) 地方分権の意義と地方税の役割

<u>地方税は</u>、地方公共団体が、このような行政を行うために必要な経費を賄うものであり、<u>地域の共通の経費をその地域の住民がその能力と受益に応じて負担し合うもの</u>と言えます。このため、<u>地方税については、負担分任性(分かち合い)や応益性を有する税制が望ましい</u>とされています。地方税の負担を求めるに当たって、地方公共団体が、どの程度の行政水準を、どれだけの経費で実現しているのか、住民に対して情報公開を行い、説明責任を果たし、住民の参加と選択を求めることにより、責任ある地方自治が構築されます。地方税は言わば、民主主義の学校である地方自治の存在証明とも言えるものです。

(略)

(4) 地方税財源の充実確保方策の方向

上に述べた基本的な考え方に沿って地方税の充実確保を図る際には、所得・消費・資産等の間における均衡がとれた国・地方を通ずる税体系のあり方等を踏まえつつ、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系を構築することが重要です。

地方税の基幹税目の中では、個人住民税や固定資産税は、安定的で税収の変動が少なく、どの地方公共団体にも税源が広く存在し、その偏在が少ないという性格を持っており、また、地方消費税は、清算を行うことにより、同様の特徴を有しています。個人住民税は地域住民が地域社会の費用の負担分任の原則の下に負担する税であり、受益と負担の明確化という観点や自治意識の涵養という点からその充実が望ましいと考えられます。

「わが国税制の現状と課題 - 21世紀に向けた国民の参加と選択 - 」 (税制調査会)(平成12年7月)(抜粋)2/3

第二 個別税目の現状と課題

- 一 個人所得課税
- 3. 個人所得課税の課題
 - (5) 個人住民税のあり方

個人住民税は、基幹税として地方財政を支える税であるとともに、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格(負担分任の性格)や地方公共団体が少子・高齢化に伴い提供する福祉等の対人サービスなどの受益に対する対価として、対応関係を明確に認識できるという性格(応益性)を有しており、地方自治を支える税として位置付けることができるものと言えます。こうしたことから、個人住民税は所得税に比較してより広い範囲の納税者がその負担を分かち合うものとなっています。

個人住民税については、地方分権の推進や少子・高齢化の進展に対応し得る税制として、このような性格などを踏まえつつ、そのあり方を検討する必要があります。

「わが国税制の現状と課題 - 21世紀に向けた国民の参加と選択 - 」 (税制調査会)(平成12年7月)(抜粋)3/3

第二 個別税目の現状と課題

- 一 個人所得課税
- 14. 個人住民税関係
- (1) 個人住民税の意義
- ① 地方自治を支える個人住民税

個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格(負担分任の性格)を有していることから、課税最低限は所得税よりも低く、税率も緩やかな累進構造となっています。

地方公共団体は、住民に対し、日常生活に密着した様々な行政サービスを提供していますが、個人住民税は、このような行政サービスの実施主体である地方公共団体がその課税主体となり、受益者である住民に広く課税するものであり、住民は、身近な地方公 共団体からの受益とそれに対する負担との関係を明確に理解することができます。

また、それにより、住民が地方行政に対する理解と関心を深めることとなり、地方自治の運営に参画することにつながるとともに、自ら負担する税がどのような行政サービスに使われるかを監視することにより、住民の需要に応じた効率的な地方行政が推進されることとなります。

- (2) 個人住民税の現状
- ① 個人住民税の納税義務者数

平成11年度の市町村民税の所得割の納税義務者は、「市町村税課税状況等の調(自治省税務局)」によれば、5,232万人となっており、<u>多くの住民が広く負担を分任している</u>と言えます。このうち、所得税の納税義務を有しない者は233万人(4.5%)となっており、所得割のみの納税義務者(均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻(生計同一の妻)に対する均等割の非課税措置の対象者)は884万人となっています。

また、市町村民税の均等割の納税義務者は4,679万人となっており、このうち、均等割のみの納税義務者は331万人となっています。

- (3) 個人住民税の課題
- ① 個人住民税の充実確保

個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、地方公共団体が少子・高齢化に伴い提供する福祉等の対人サービスなどの受益に対する負担として、対応関係が明確に認識できるものであり、このような明確化は、国・地方を通ずる行政の簡素化・効率化につながることともなります。

② 所得割の所得控除と課税最低限

所得割の所得控除及び課税最低限のあり方については、<u>個人住民税の負担分任の性格から所得税に比較してより広い範囲の納</u>税義務者がその負担を分かち合うべきものであるため、所得税と一致させる必要はないと考えられます。

- 4) 均等割
- イ. 均等割の意義

均等割は、住民が地方公共団体から様々な行政サービスを受けている対価として、地域社会の費用の一部を等しく分担するものであり、負担分任の性格を有する個人住民税の基礎的な部分として位置付けられるものです。

また、少子・高齢化の進展に伴い、住民が税負担を広く分かち合うことが必要となっていることからも、均等割が果たすべき役割は大きいものと考えられます。

働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税 改革に関する論点整理(第一次レポート)(抄)【個人住民税】

平成26年11月 政府税制調査会

4. 選択肢を踏まえた今後の検討について

(3) 諸控除のあり方の検討にあたっては、個人住民税において独自に設けられている非課税限度額制度との関係についても検討が必要となる。また、様々な社会保障や福祉の制度の適用基準等に、所得税や個人住民税が非課税であることやその課税所得金額が用いられていることにも留意が必要である。

個人住民税の沿革

我が国の個人住民税の沿革(イメージ)①

明治11年度

戸数割の創設: 道府県税

- ・納税義務者、課税客体、税率などは道府県の定めるところに一任
- ・大多数の道府県は、従来の慣行により、見立割という総合資力を標準として課税

明治21年度

戸数割附加税・所得税附加税の創設:市町村税

- ・市町村が戸数割(道府県税)及び所得税(国税)に市町村税を附加することができるようになった
- ・附加税の制限税率を法定(明治41年度~(大正15年度に緩和))

大正10年度

〇戸数割: 道府県税

- ・戸数割について統一的な基準を制定
- ・戸数割附加税(市町村税)についても、統一的基準を制定

大正15年度

戸数割の創設:市町村税(道府県税戸数割は廃止)

昭和15年度

市町村民税の創設(市町村税戸数割及び所得税附加税(道府県税)は廃止)

- ・課税標準は、①所得額、資力等に応じて等級を設け、等級別に定額で課税する方法、②賦課額を見立により定める方法から、市町村の実情に応じ条例で決定
- ・税率については、納税義務者1人に対する最高賦課額を法定 ※ 人口70万人以上の市:2,000円、その他の市:1,500円、町村:1,000円
- ・府県民税の創設(昭和21年度)

我が国の個人住民税の沿革(イメージ)②

昭和25年度(シャウプ税制)

市町村民税均等割・所得割の創設(道府県民税は廃止)

本文方式

「所得税法の規定による総所得金額」一「所得税法の規定による各種所得控除」

(※1)課税総所得金額=

雜損控除、医療費控除、社会保険料控除、 生命保険料控除、基礎控除、扶養控除

___ ただし書方式

「所得税法の規定による総所得金額」一「所得税法の規定による基礎控除」

- (※2)昭和26年度から追加
- (※3)昭和32年度から10段階の準拠税率に移行

昭和29年度

道府県民税均等割・所得割の創設

【均等割標準税率】100円

【所得割標準税率】 5% (課税標準は所得税額)

我が国の個人住民税の沿革(イメージ)③

昭和37年度

扶養控除の創設 (昭和37年度)

納税義務者数:約2,735万人(均等割)、約1,686万人(所得割)、人口:約9,737万人

〇 所得税改正による個人住民税への自動影響をできる限り遮断するため、課税方式を変更

課税標準:課税総所得金額 (※) =第2 (本文) 方式 (総所得金額-各種所得控除) =第2 ただし書き方式 (総所得金額-基礎控除)

(※)課税総所得金額は、所得税の規定によるものから、住民税独自の課税総所得金額(課税標準)として規定。あわせて、所得控除 (基礎控除、扶養控除等)についても、所得税の規定ではなく、住民税独自の各種所得控除の規定として整備。

昭和41年度

納税義務者数:約3,046万人(均等割)、約2,282万人(所得割)、人口:約10,135万人

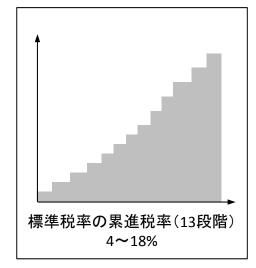
配偶者控除(所得控除)の創設 (扶養控除から分離:昭和41年度)

○ 市町村民税所得割の課税方式(※)の統一(昭和40年度)

課税総所得金額=総所得金額-各種所得控除

○ 標準税率、制限税率(標準税率の1.5倍)を設定(昭和39年度)

税率



我が国の個人住民税の沿革(イメージ)④

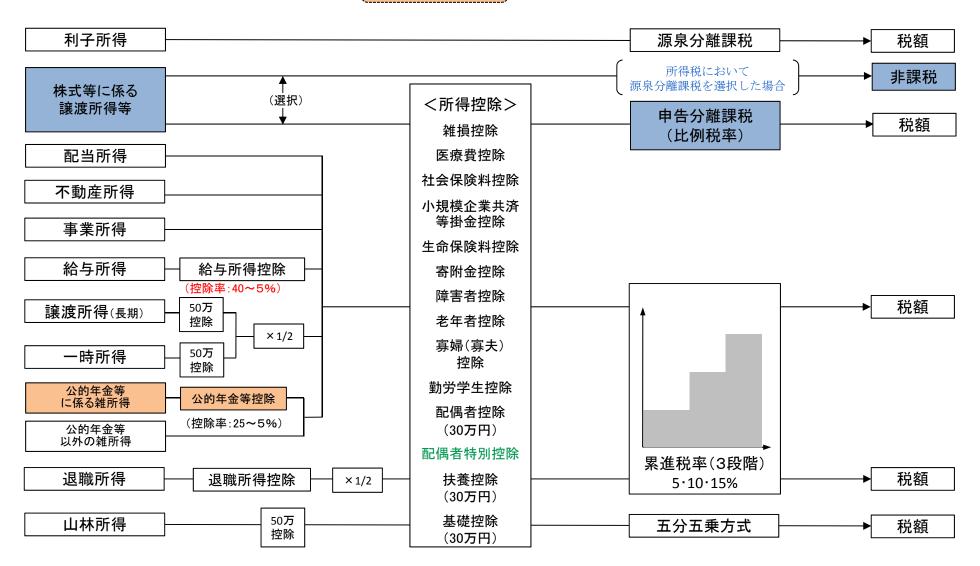
平成2年度

納税義務者数:約4,105万人(均等割) 、約4,569万人(所得割) 、人口:約12,316万人

個人単位課税 (資産所得の合算 課税の廃止) 株式等の譲渡所得等を申告分離 課税により原則課税化 (所得税の源泉分離課税を 選択した場合は非課税)

給与所得控除の拡充 (昭和50年度)

特定支出控除の創設 (昭和63年度) 公的年金等を雑所得に分類 公的年金等控除の創設 (昭和63年度) 配偶者特別 控除の創設 (昭和63年度) 非課税限度額の創設 均等割:昭和51年度 所得割:昭和56年度



我が国の個人住民税の沿革(イメージ)⑤

平成16年度

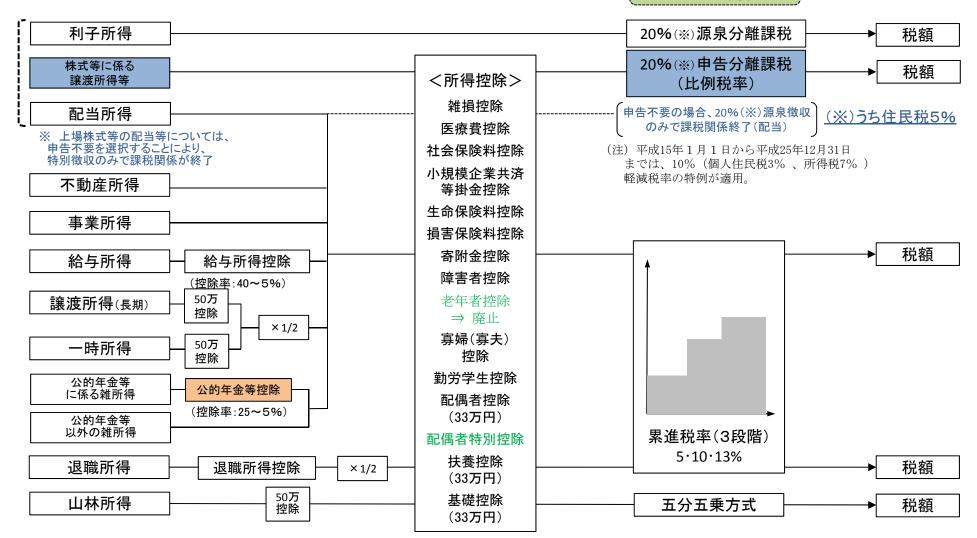
納税義務者数:約4,612万人(均等割) 、約4,996万人(所得割) 、人口:12,687万人

- 金融所得課税の一体化への取組み
- ・ 株式等の譲渡所得等の20%(個人住民税5%、所得税15%)申告分離課税へ一本化
- (注)平成15年~平成25年末:10%(個人住民税3%、所得税7%)軽減税率の特例の適用
- 上場株式等の配当所得の申告不要選択制(配当割)の導入

公的年金等控除 (最低保障額等)の縮減 (平成18年度)

> 老年者控除の廃止 (平成18年度)

配偶者特別控除 (上乗せ部分)の廃止 (平成17年度)

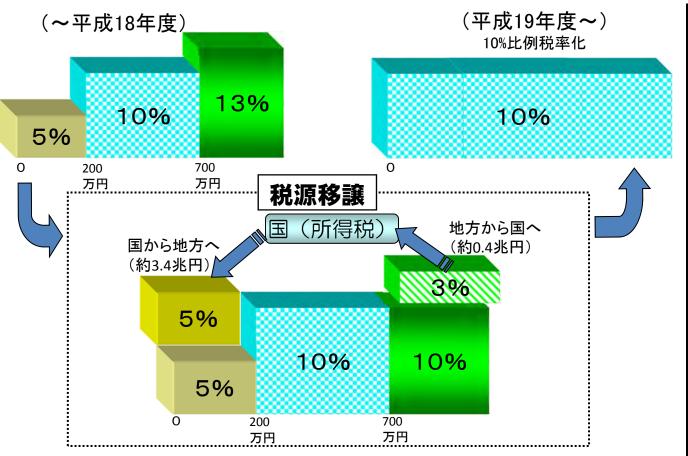


我が国の個人住民税の沿革(イメージ)⑥

平成19年度

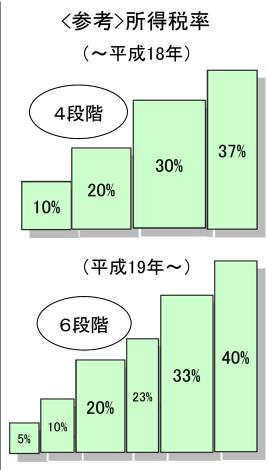
納税義務者数:約5,985万人(均等割)、5,563万人(所得割)、人口:12,707万人

- 10%比例税率化により、個人住民税の応益原則を強化
 - ※ 税源移譲に伴い、個人住民税所得割は累進税率(5%、10%、13%)から比例税率(10%)に



○ 個人住民税は5%、10%、13%の累進税率から、10%比例税率化

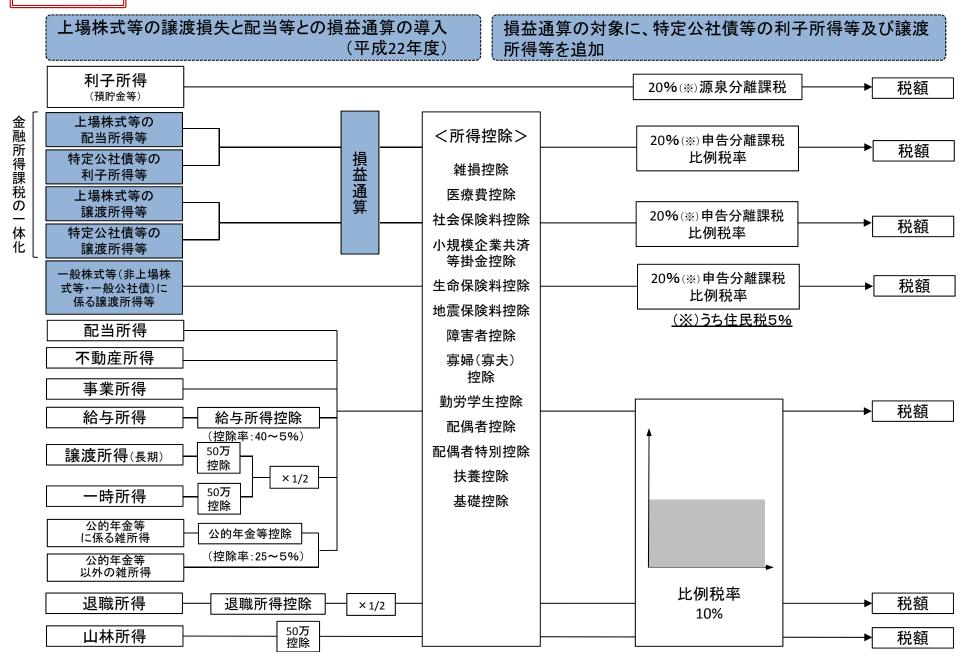
- 一方、所得税は最低税率10%→5%、最高税率37%→40%
- 生計同一妻に対する均等割非課税措置の廃止(平成17年度)
- 65歳以上の者(合計所得金額125万円以下)に係る非課税措置の廃止(平成18年度)



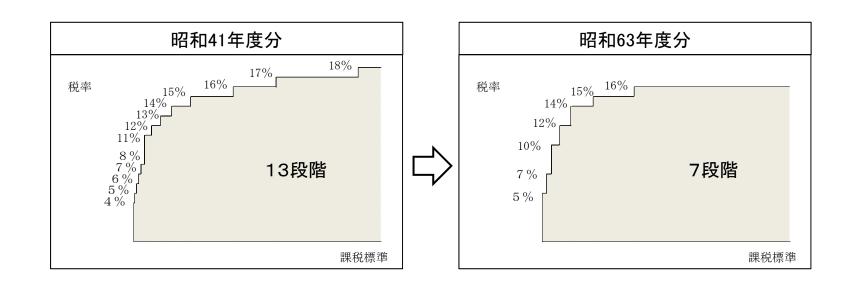
(注)平成27年分以後の所得税から

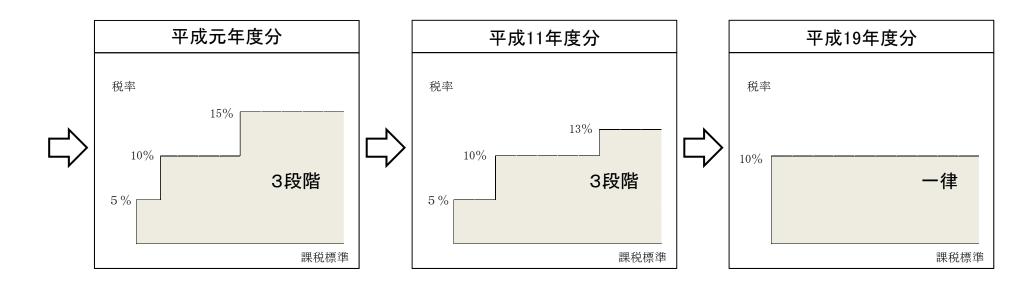
我が国の個人住民税の沿革(イメージ)⑦

平成29年度



個人住民税における税率構造の推移 (イメージ)





金融所得課税の一体化の経緯(地方税)

所得分類 平成12年度~15年度		平成16年	度~21年度	平成22年度~26年度	平成27年度·28年度	平成29年度~			
損益通算の範囲		_	_		上場株式等の譲渡損失 と配当等との損益通算の 導入	_	損益通算の対象に、特定 公社債等の利子所得等 及び譲渡所得等を追加		
利子所得	公社債及び預貯金の利子並 びに合同運用信託、公社債投 資信託及び公募公社債等運 用投資信託の収益の分配	20%源泉分離課税 (うち住民税5%)	20%源泉分離課税 (うち住民税5%)		20%源泉分離課税 (うち住民税5%)	20%源泉分離課税 (うち住民税5%)	【特定公社債等】 20%申告不要 (うち道府県民税配当割 として5%) 又は 20%申告分離課税 (うち住民税5%) 【一般公社債等】 20%源泉分離課税(注4) (うち住民税5%)		
配当所	上場株式等の配当(大口以 外)等(注1)及び特定株式投資 信託の収益の分配	[〜平成15年3月] 総合課税 少額配当(注2)は 非課税	[平成15年4月~] 非課税 又は 総合課税	〔平成16年1月~〕 10%申告不要 (うち道府県民税配当 割として3%)	次のいずれかの選択 ・ 10%申告不要 (うち道府県民税配当割 として3%)(注5) ・ 10%申告分離課税	次のいずれかの選択 ・ 20%申告不要 (うち道府県民税配当 割として5%) ・ 20%申告分離課税	次のいずれかの選択 ・ 20%申告不要 (うち道府県民税配当割 として5%) ・ 20%申告分離課税		
得 	公募株式投資信託の収益の 分配等	20%源泉分離課税 (うち住民税5%)	20%源泉分離課税 (うち住民税5%)	又は 総合課税	(うち住民税3%) ・総合課税	(うち住民税5%) ・総合課税	(うち住民税5%) ・総合課税		
(うち住民税6%) 上場株式等に係る譲渡所得 又は 20%源泉分離課程		26%申告分離課税 (うち住民税6%) 又は 20%源泉分離課税 (住民税は非課税)	10%申告分離課税 (うち住民税3%) 又は 10%申告不要(注3) (うち道府県民税株式等譲渡所得割として3%)		10%申告分離課税 (うち住民税3%) 又は 10%申告不要(注3) (うち道府県民税株式等譲 渡所得割として3%)(注6)	20%申告分離課税 (うち住民税5%) 又は 20%申告不要(注3) (うち道府県民税株式等譲 渡所得割として5%)	20%申告分離課税 (うち住民税5%) 又は 20%申告不要(注3) (うち道府県民税株式等譲 渡所得割として5%)		
公社債等に係る譲渡所得		非課税	非課税		非課税		非課税	非課税	【特定公社債等】 20%申告不要 (うち道府県民税株式等譲渡所得割として5%) 又は 20%申告分離課税 (うち住民税5%) 【一般公社債等】 20%申告分離課税 (うち住民税5%)

⁽注1)「上場株式等の配当(大口以外)」とは、その株式等の保有割合が発行済株式又は出資の総数又は総額の3%である者が支払を受ける配当をいう。

⁽注2)1回の支払配当の金額が5万円(年1回10万円)以下のもの。

⁽注3)源泉徴収選択口座を通じて行われる上場株式等の譲渡による所得及び特定公社債等の譲渡による所得については、特別徴収のみで課税関係を終了させることができる。

⁽注4)同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の役員等が支払を受けるものは総合課税の対象とする。

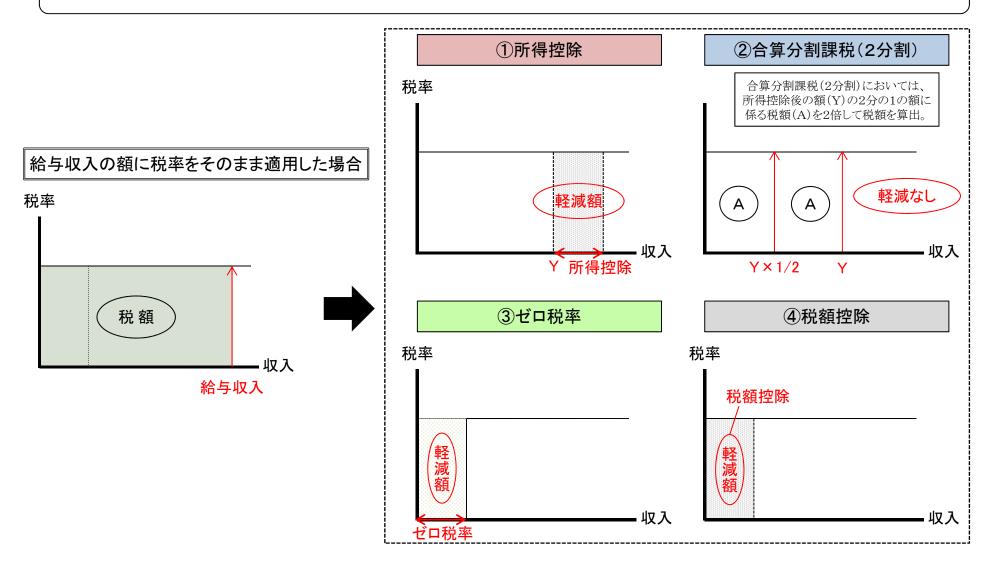
⁽注5)平成25年12月31日までの税率。平成26年1月1日からは、20%申告不要(うち道府県民税配当割として5%)

⁽注6)平成25年12月31日までの税率。平成26年1月1日からは、20%申告不要(うち道府県民税株式等譲渡所得割として5%)

その他

所得課税(比例税率)における負担調整制度の効果(イメージ)

○ 我が国における個人住民税は比例税率となっており、この比例税率における所得課税の場合は、負担調整効果の観点から見れば、①所得控除、③ゼロ税率、④税額控除については、いずれも同じ効果となる。また、②合算分割課税(2分割)については、そのこと自体による負担調整効果は生じない。



地方税の主要税目の税収と特徴

	税 収 (27年度地方財政計画額)	特徴
個人住民稅	12. 2兆円	 地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという 負担分任の性格や、地方公共団体からの受益に対する対価としての 応益性という性格を有する。 個人住民税の負担分任の性格から所得税に比較してより広い範囲 の納税義務者がその負担を分かち合うべきもの。 安定的で税収の変動が少なく、偏在が少ないという性格を持っている。
法人事業税 ・ 法人住民税	8.2兆円※ ※税収は地方法人特別税を含む。	 法人が事業活動を行うに当たっての地方公共団体からの受益に対する経費を分担すべきであるという考え方や、地域社会の費用について、その構成員である法人にも幅広く負担を求めるという考え方に基づき課税。 成長戦略との整合性や企業の国際的な競争力の維持・向上などに対する配慮が必要。 税収が景気の動向に比較的左右されやすい。
地方消費税	4. 6兆円	 勤労世代など特定の者への負担が集中せず、広く社会の構成員が 負担を分かち合うことができる。 税収が景気の動向に比較的左右されにくく安定的。 貯蓄を課税ベースとしないことから、簡素な仕組みとも相まって経済 活動に与える歪みが小さく、経済成長を図る上で効率的。 所得に対する負担率が低所得者ほど高くなることを指して、逆進的であると指摘される。
固定資産税	8. 6兆円	 固定資産(土地・家屋・償却資産)の保有と市町村の行政サービスとの間の一般的な受益関係に着目して、これらのサービスの財源を調達する機能を有しており、市町村財政を安定的に支える基幹税目。 どの市町村にも広く存在する固定資産を課税客体としており、税源の偏りも小さい。

(注)税制調査会「わが国税制の現状と課題ー21世紀に向けた国民の参加と選択ー(平成12年7月)」等より作成。